

## 平成 24 年 農地の賃借料情報

平成 21 年度の農地法改正により、標準小作料制度が廃止されました。

今回、農地法第 5 2 条に基づき、賃借料の情報提供を行います。

下記の表は、平成 23 年 1 月から 12 月までに締結（公告）された賃借料です。

利用権設定件数（新規・更新）は 142 筆、うち使用貸借は 94 筆です。

### 田（水稻）の部

金額はいずれも 10a 当たり

| 農地の所在地 | 平均額(円) | 最高額(円) | 最低額(円) | 契約筆数 |
|--------|--------|--------|--------|------|
| 東地区    | 6,900  | 8,200  | 1,100  | 37   |
| 西地区    | —      | —      | —      | —    |
| 加佐地区   | 3,100  | 6,500  | 1,000  | 8    |

### 畑の部

金額はいずれも 10a 当たり

| 農地の所在地 | 平均額(円) | 最高額(円) | 最低額(円) | 契約筆数 |
|--------|--------|--------|--------|------|
| 東地区    | —      | —      | —      | —    |
| 西地区    | —      | —      | —      | —    |
| 加佐地区   | 2,600  | 3,000  | 2,100  | 3    |

- 注) 1. **金額を記載していない区分は、賃貸借の事例がなかった箇所です。**
2. 玄米やもち米等、物納により賃借料が支払われているものについては、米穀安定供給支援機構の統計資料をもとに金額換算しています。
3. 金額は算出結果を四捨五入し、100 円単位にしています。
4. 上記の情報は、農地法第 52 条の規定に基づき、参考として提供するものですので、農地の賃借に当たっては、当事者間で十分に話し合ったうえで契約してください。